

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

平成23年度水道施設整備費国庫補助事業に係る補助金  
 交付申請において使用する主要資材単価、職種別賃金日  
 額及び工事設計標準歩掛表等について（通知）

水道施設整備国庫補助事業に係る補助金を申請する際に適用する積算基準は、  
 標準的な工事価格が算定できるよう実態調査により検証し、定めているところ  
 ある。

平成23年度は、実態調査の結果、標準歩掛の一部改正を行うこととし、標記  
 について、下記のとおり定めたので貴管内の補助事業実施者に周知徹底されたい。

記

1. 本通知を適用する国庫補助事業に係る予算科目は次のとおりである。

項	目
水道施設整備費	水道施設整備費補助
離島振興事業費	水道施設整備費補助
北海道開発事業費	水道施設整備費補助
沖縄開発事業費	水道施設整備費補助
地域自主戦略推進費	地域自主戦略交付金
沖縄振興自主戦略推進費	沖縄振興自主戦略交付金
水道施設災害復旧事業費	水道施設災害復旧事業費補助

2. 「工事設計標準歩掛表」については、平成23年3月31日水道課事務連絡のとおり、平成23年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表が改定されるまでの間は、「平成22年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」を適用することとしたが、平成23年6月1日より、今般改定した平成23年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表を適用すること。

また、適用作業が同表に記載のない工事については、国土交通省の土木工事標準積算基準書、機械設備工事積算基準及び下水道用設計標準歩掛等、国若しくは都道府県で定めたものを使用することとするが、これに拠り難い場合には、その理由と根拠等の説明資料を添え、本職と事前に協議すること。

3. 「職種別賃金日額」については、農林水産省、国土交通省により決定されている「平成23年度公共工事設計労務単価表」を原則とするが、これに拠り難い場合には、上記2と同様の措置をとること。

4. 「機械器具損料」については、歩掛表に拠ることとし、同表に記載のないものについては、国土交通省又は都道府県で定めた建設機械損料算定表を使用することとするが、これに拠り難い場合には、上記2と同様の措置をとること。

5. 「主要資材単価」については、補助事業者において、諸種の物価版、他の類似公共事業の実施例等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域の特殊性を勘案して適正な単価を決定して使用すること。この場合、単価決定の理由と根拠を明確にしておくこと。